

## 2021年度兵通研集会記録（2021・11・28）

テーマ：「人を大事に」

会場：ウィズあかし 704

講演：第1部 「明石市における障害者施策」

明石市政策局 SDG s 推進室次長 山田 賢氏

本日はよろしくお願ひします。私のプロフィールを簡単にお伝えします。1973年生まれで、市役所での経歴ですが、1998年（平成10年）明石市入庁しまして、市民税課で4年、介護保険課で保険料の担当を9年、障害福祉課で3年仕事をしました。

2014年（平成26年）4月から福祉総務課障害者施策担当での6年を経て、2020年（令和2年）4月より政策局で次長を務めさせてもらっています。

家族は妻と息子が2人（9歳と6歳）、趣味は料理とデザイン、そしてバンドをやっています。

次に明石市の紹介です。近隣の方ばかりですのでご存じの方も多いと思いますが、明石市は、東経 135 度・日本標準時子午線の通る「時のまち」、世界最長の吊り橋の架かる明石海峡に面した「海のまち」として知られる面積約 50 km<sup>2</sup>の中核市です。まちづくりのスローガンとして「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」を掲げ、SDGs の理念を踏まえた「誰一人取り残さない（＝インクルーシブ）まちづくり」を、行政だけでなく市民や事業者を含め、まさに全市一丸となって進めています。

これまでも「やさしい社会を明石から」という言葉を、市長はじめ明石市として発信し続けてきましたが、この「明石から」には 2 つの側面があります。1つは、「国を待つことなく、明石から始める」という先駆性、そしてもう1つが「明石だけでなく、明石から全国に広める」という「普遍性」です。

そして、今日の話の中でもよく用いる言葉に「まちづくり」というものがあります。これは、一般的には「道路や建物をつくる」といったハード整備をイメージしてしまうと思うんですが、明石市では「仕組みを整え、意識に働きかける有機的な作業（作用）」といったニュアンスで用いています。具体的には、「こどもを核としたまちづくり」「すべての人にやさしいまちづくり」、そして「ありのままがあたりまえのまちづくり」といったふうに使っています。いずれも、みんなで一緒に進めていく、というところがポイントかなと思います。

さて、ここから本題に入りますが、タイトルにもある「障害者施策」というところから始まって、SDGs に照らして、「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまち」を目指している明石市のこれまでの取り組みを、3つのフェーズに分けてお話ししていきたいと思ひます。

2013 年から、それぞれ 3 年ごとに区切って、転機になった出来事、そしてそれをきっかけにさらに出来事が進んでいくといった展開でお話ししていきます。

まず一つ目、2013 年 6 月に障害者差別解消法が国で成立しました。これはご存知の通り、障害のある人への差別を無くしていく法律で、障害のある人もない人も共に生きる社会を作るといふことですね。それを目指した法律になっています。この法律の実際のスタート、いわゆる施行

するのは2016年（平成28年）4月になるんですが、法律が施行するまでの間に、様々な準備をしていくということになるんですが、明石市でもその準備を進めていくための部署が2014年（平成26年）4月に新設されました。そこが、私が所属することになりました障害者施策担当というところになります。ここでは主に障害者差別解消法の実効性を高めていくための条例を作っていくということ、いわゆる法律が始まる前の環境整備です。それと障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすいまちづくりを継続的にしっかり推進していくこと、大きくその2つを担当する部署ということで始まっていきました。

私自身は、その前に障害福祉課に3年間いたわけですけど、障害者差別解消法という言葉自体は聞いたことあったんですが、その法律が成立していて2016年にスタートすることも、実はあまり知りませんでした。法律がスタートするまでの準備をしていく部署に配属されたわけですけど、それからいろいろ調べて知っていった状況で、十分な知識がないままに担っていったのが実状でした。私ともう一人、実はその時、新たに障害当事者の課長を外部から公募するというので、そこで選考されて入ってこられた車いすユーザーの金さんという方だったのですが、金課長と二人でこの部署を始めていきました。右も左もわからない状態で外部の方を課長に招いて、実際に法律が始まるまでの準備をしていくというミッションを与えられ、本当に何をやっていったらいいか見当がつかないままスタートしていきました。

とにかく条例の検討を進めていくということになったわけなんですけど、それと合わせて、継続的な取り組み、まちづくりを推進していくということをお伝えしたと思うんですが、市民の皆さんにどういうことを目指して、どういう取り組みをしていますというのを発信していく、共有していくというのをこの2年で結構な頻度で力を入れてやらせてもらいました。

まずフォーラムです。市民フォーラム、講演会とか、パネルディスカッションでお話聞いただいたりというような取り組みをこの2年間で4回実施しました。また、タウンミーティングということで、地域に出かけていってお話し聞かせていただくというようなこともさせていただきました。あわせて、広報紙でも市民の皆さんに市が取り組んでいることや検討を進めている条例のことを知ってもらうための情報発信をしました。

実はこの2年間で、本当は差別解消の条例を作るという話になっていたんですが、それ以前に情報保障であったりとか、コミュニケーション支援の環境整備をしっかりとやっていくことが先ず前段階で必要じゃないかということで、手話言語・障害者コミュニケーション条例という条例を前段階で検討しまして、その後に差別解消条例、明石市では障害者配慮条例と呼んでいますけれど、その条例を検討していきました。それぞれ、その年度の最後の3月に議会で提案しまして条例が成立しています。

一つ目が、手話言語・障害者コミュニケーション条例です。当時手話言語条例も何か所かの自治体で制定されているという頃でした。2014年の春先に、明石市でろうあ者大会が開催された際、泉市長が「明石市でも手話言語条例を検討していきたい」とご挨拶の中で触れられました。その後、手話を言語として認める条例、そしてそれを広めていく条例は当然必要なんですけれども、他にも情報が行き渡らずに困っていらっしゃる方がいらっしゃる、コミュニケーションの取り方、その支援が必要だけれどもなくて困っている方もいらっしゃるんじゃないかということで、少し

広げて検討していきますということになりました。範囲を広げて検討していくということにはなつたんですけど、どういう条例にしていくかということはまだあまり前例がありませんでしたので、言語として認められている手話とそれ以外のコミュニケーション支援手段とを混同しない方がいいんじゃないかというお話もありました。その後、何度も話し合いを重ねて、まずは明石市が考える条例を作っていく、条例制定後も継続して様々な取り組みを広げていく、そんな条例にしませんかということで、手話言語・障害者コミュニケーション条例を作らせてもらいました。

その条例ができてから新たに検討委員会を立ち上げて、障害者差別解消法の実効性を高めるための条例、障害者配慮条例の検討に入っていきます、翌年3月に制定、4月施行ということになっています。この施行してからのお話は次の第2弾ということになるんですが、ここまでで検討経過を経て2つ条例を作った、ということは結果として残っているんですけども、条例を作っていく中で私自身右も左もわからない中で担当になったという話をさせてもらいました。最初の手話言語・障害者コミュニケーション条例を作る前に、検討委員として関わってもらった当事者の方と支援者の方とお話しさせてもらったんですけど、お話しさせてもらう中で初めてうかがうようなことも非常にたくさんありました。その中で私自身、これから進めていく差別解消という点も含めて、しっかり伺った声をもとに進めていくんだと思ったわけですが、今振り返ると、まずこのような検討の場を通じて市役所の職員と当事者の方、支援者の方というのが同じテーブルについてお話していく機会が増えたということが非常に大きなことだったんじゃないかなと思っています。

手話言語・障害者コミュニケーション条例ができて進めていった取り組みということで、写真を見ていただきながら説明したいと思うんですけど、まず多くの子供たちの前で手話で挨拶している写真ですが、小学校4年生を対象にした手話の体験教室ということで、こういった取り組みを最初に始めていきました。実際には、手話通訳の方と地域の聞こえない方が一緒に小学校に行って、短い時間になりますので手話表現の一部を練習したりというのはあるんですが、聞こえない方がどういうふうに生活しておられるのか、どういう困りごとがあるのかということも含めてお話を聞いていただくというようなプログラムを、大体45分授業を2コマ続けてやらせていただきました。そしてやる度に子どもたちに感想文を書ってもらうんですけども、非常にいい感想文を書いていただいて、後で見る我々の方も勉強になるなということが沢山ありました。この取り組みは今コロナ禍でもあるので、学校に行けない機会も多くあったんですけども、今現在も続けて取り組みをさせてもらっています。

それ以外にも、市職員の研修を実施していきました。私自身施策担当ということでスタートして、当然条例も必要だと思ったんですけども、障害福祉課に3年いた私自身が法律のことを知らなかったり、どういう準備をしていくのかというイメージが全然できていなかったということもありましたので、福祉部署以外にいる人であればなおさらだと思いましたので、個人的には市役所の中の職員研修をしっかりとやっていこうと思いました。その中で、車いすに乗ってもらう体験をしてもらったり、手話の研修などもやらせてもらったんですけど、こういった職員研修にも順次取り組んでいって、法律がスタートするときに条例ができていくということも大事なんですが、職員一人一人の準備、意識をしっかりと持ってもらうということも併せてさせていただきました。

あと、この時期の私の話をさせていただくと、私自身、聞こえない人とコミュニケーションするのは障害福祉課で3年いた中でほとんどなかったです。窓口で設置通訳の方を介して聞こえない方とコミュニケーションしたのが1回か2回ぐらいあったかなという程度でした。当時の私は、聞こえない方には文章をひたすら書けば話が通じると思ってましたので、それを書いて首を傾げられたときは、「なんでわからないのかな？」と思うことがよくありました。実際に条例の検討会に入る前に、何度かろうあ協会の方とお話する機会がありましたけれども、話がかみ合わない、かみ合ったと思っていたら話が前に戻る、という経験が何度かありまして、その原因が何なのか、私もよく分かっていませんでした。そのまま、十分ご理解いただけていない部分を残しつつ、まずは前向きに検討するというので検討が始まっていったんですが、おそらく今思い返せば信頼関係が築けていなかった、信頼関係どころかコミュニケーションが十分取れてなかったんじゃないかなと思います。

もう一つ、ろう協の会長さん宛てに長文FAXを送付したことがあったのですが、文字を書けば通じると思っていましたので、当時、会長さん宛てにちょっと条例のことでお伝えしたいことがあるということで、概要をバーッとA4半分ぐらいにワープロで打った文書を、FAXでお送りしたことがありました。自分的にはそんなに難しいことを書いてるつもりはなかったんですが、なかなか返事がないなと思ってたところ、当時の設置の通訳の方が私のところに来られました。「ろう協の会長さんにFAX送られましたか？」と聞かれ、送りました、返事を待ってたんですと伝えると、今そのFAXを持って会長さんが結構びっくりして来られていますという話でした。何をびっくりされたのかが、当時の僕にはわかりませんでした。その後、いろいろお話を聞く中で、当然言語が違うということももちろんですけども、文章を読まれることに慣れていない方が多くいらっしゃるということで、そういったことが全然わかっていませんでした。それ以降、そういうところを少しずつ改善して行って、非常に絵の上手な会長さんだったんですけども、私も絵が好きですので自分の似顔絵も添えて「何月何日の何時に、30分ぐらい時間もらえますか？」という程度の文をFAXで送りました。すると、会長の似顔絵とともに、大きく「OK!」と書いて返信がありまして、ようやくお話が通じたなとほっとしました。相手に要件を伝える際、こちらが相手に通じる方法をきちんと取ってないと通じないということ、非常に大事なことを勉強させてもらいました。

そこから少し時間がたった2016年2月に、もともと職員としては設置通訳者の方以外に手話通訳者の方が職員としてはいなかったんですけども専門職の採用ということで手話通訳者の方がお二人入ってこられました。お一人の方が2016年1月から、もう一人の方は4月から入ってこられたんですけど、その方のお誘いを受けて、一緒にと電話リレーサービスの学習会に行きました。学習会の後、「今日参加しているろう協の方々が、山田さんにお話があるそうなんです」と通訳者を介して聞いて、僕としては当然仕事のことだと思ったので、了承しました。学習会が終わって、ちょっとご飯行きましょうかという話になりまして、「ご飯食べながら何の話するのかな？」と思いながら、とりあえず一緒に行ったんですね。そしたら聞こえない方が当時4名いらっしゃったと思うんですが、聞こえる人で言うと、私と通訳の方がお二人いらっしゃって、手話ができない、少ししかわからないのは私だけという状況で食事に行きました。中身はというと特に仕事上の話ではなく、一緒に食事をするというだけの話だったんです。それが途中ぐらいで

やっとわかって、いろいろ指文字を交えながらちょっと言葉足らずな感じでお話をさせてもらったんですけども、まあ、手話ができない人がマイノリティーという状況にですね、初めて居合わせさせてもらったんです。通訳の方も最初の方は通訳してくださったんですけども、私も食べますんでということで、途中ぐらいから必死こいていろいろ自分なりに伝えようとする中で、「もうちょっと手話ができたらなあ」というふうに思ったんですね。実際に、伝えようとするのが伝わらないと、自分が伝えたいという気持ちはあるのにしっかりコミュニケーションできないという状況が、非常にもどかしいなという経験をさせていただいたことは、その後自分の中で大きなこととして残っていきます。実は、この少し前、2015年12月に手話検定4級に合格はしたんですけども、覚えた手話もだいぶ忘れていたりとかいうこともあって、そこまでのコミュニケーションは出来ないという自分にもショックを受けまして、もうちょっと頑張らないといけないなと思ったのを覚えています。

そんなこんながありまして、2016年4月に、最初に申しました障害者差別解消法と、市の障害者配慮条例が始まったんですが、この条例と一緒にスタートしたのが「合理的配慮の公的助成制度」で、これを少し説明してもらいます。この制度以外にも、この3年間で言いますと、国から共生社会ホストタウンに選ばれたり、2015年2月に手話フォンが設置されたりと、様々なことがありました。この頃までに、先ほどお伝えしたような市民フォーラムを結構みっちりやってきたんですけども、そこから少しずつ、皆さんと一緒に何かに取り組んでいくということが増えていった時期なのかなと思います。

その中の一つとして始まった合理的配慮の公的助成制度は、筆談ボードや点字メニュー、折り畳み式スロープなどを飲食店などが購入する際、市が補助金を出しますという制度で、先ほどの条例と一緒にスタートしました。このような制度は特に前例がなかったんですけど、すでにいくつかの自治体で障害者差別解消をテーマとした条例が制定されている中で、明石市が後発で条例を制定するからには、何か具体的な取り組みをともなったものにしていく必要があるという思いが、市長の中にはあったようです。先ほどもお伝えしましたとおり、まちの皆さんとしっかりイメージを共有しながら、一緒にまちづくりを進めていくという時期に差し掛かっていましたので、何かそこに作用できる仕掛けができないかなということで考えていったのがこの制度になります。この「合理的配慮」という言葉は、障害者差別解消法の中にも出てくる言葉なんですけども、障害のある方の必要に応じて提供される個別の配慮ということになります。しかしながら、一般的にはまだまだ馴染みのない言葉でして、実際、条例検討会の中に民間事業者さんも入っておられたんですけども、何をしていたらいいかイメージつきにくいなという声もありました。条例施行後も、市民の皆さんがこの言葉のことを分からないままとなってしまうといけないなということもありまして、できるだけわかりやすい形で伝える効果も併せ持った制度を設計していきました。実際に、筆談ボードや点字メニューといったアイデアは、手話言語・コミュニケーション条例を検討していく中で、情報保障に関するお話をいろいろ聞かさせていただいた中で、環境さえ整えばコミュニケーションできる部分もあるんじゃないのかなといった思いから出てきました。さらに手すりやスロープといったものを含めて、特に前例もありませんのでこの内容で完璧かどうかはわかりませんが、ここから始めましょうということで始めていきました。

2021年9月末現在で、509件の実績があります。509件というのは筆談メニュー、点字メニュー、スロープなどすべて置いていただいている店もありますので、店舗数ではなく延べの件数ということにはなります。地域の自治会館などでも、段差をなくすとかスロープをとということでご利用いただいたところもあります。

この制度を進めていく中で、実際に聞いたエピソードをお話しておきたいと思います。きしめん屋さんでのお話なんですけど、皆さんも行かれたことがあるかも知れませんが、明石駅前のピオレ明石の中に「都きしめん」というきしめんのお店がありまして、メニューはいろいろあるんですけど、麺の種類が2種類あるんですね。今はメニューの一部にも小さい字で書いてあるんですけど、例えば何々定食とか頼んだ時に店員さんが口頭で、「普通の麺と、ちょっともっちりした分厚い麺とがありますけど、どちらになさいますか？」というのを必ず聞いてくださいます。もし、聞こえない方が行って指さしで注文していたとしても、それを聞かれたときにわからないと要領をえないまま、本当は分厚い麺が好みなのに、普通の麺のものが運ばれる、ということが起こりうると思うんです。実はそのお店にも筆談ボードを置いていただいたんですが、そこに長年通っていらっしゃるろうの方が、実際にこの筆談ボードを使ってコミュニケーションして、麺が2種類あるということを初めて知ったとお話しされていました。

これは一つのお店でのエピソードなんですけど、実際に商店街などで「筆談ボードを置きませんか？」というお話をさせていただいた時に、「聞こえない人はたまに来るけど、指さして大体買っていきはるで」となって、本当に筆談ボードが必要なのか疑問に思われることが少なくありません。けれども例えば、私たちが八百屋さんに行き物行ったり、商店街に魚を買いに行ったりとかいう時には、「何々をください」ということ以外にも、いろいろとコミュニケーションすることがあると思います。お店の方から「天気がいいですね」「今日は何が入ってきてますよ」「何が安いですよ」というようなことを情報として伝えられると思います。こちらからも、いろいろ尋ねて買うものを決めたりすることもあると思います。聞こえない人が来ても指さしで買っていかれるからそれでいい、ということだけでなく、やはりこぼれ落ちているコミュニケーションをしっかりと拾って行って、聞こえる方と同じようにコミュニケーションして買っていただく、特に商店街に限らずスーパーに行ってもいろんなことが音声で案内されるということもあると思いますのでそういったところを、筆談ボードを置いてもらうことで補っていけたらなということをお話をお話を聞いて思いました。

この制度以外にも、ユニバーサル交流会ということで、これまで講演会やフォーラムというのを何度かやってきていたんですけども、お話を聞くということだけでなく皆さんと一緒に交流しながらコミュニケーションして、障害について理解していただくといった催しを、このぐらいの時期から当事者や支援者の皆さんと一緒に取り組んでいくという流れができてきました。そして実際にこの交流会の時に、聞こえない方や手話通訳の方以外にも、様々な方にご協力いただいてブースをたくさん作って、来場した子どもたちと一緒に交流しながら楽しんでもらうというようなことをやらせてもらいました。その他にも、先ほどお伝えしたような手話フォンとかまち歩きとか、共生社会ホストタウンとして、パラリンピックのパラスポーツとか障害者スポーツと一緒に体験して一緒に楽しむというようなこともさせてもらいました。

さて、この頃の出来事をちょっと思い出してみたいんですけど、私の記憶に残っているのは鳥取県倉吉市の「学習会に講師として行ったことです。今回のようにお招きを受けまして、明石市の公的助成制度のことや職員研修の取り組みなどを話しに、一人でそこに行かせてもらいました。聞こえない方と手話通訳者の方が集われる大きな学習会ということで、私は一つの分科会の中でお話しさせてもらったんですけども、2日にわたって実施されていました。そして、1日目のプログラムが終わった夜に、参加者の交流会があるということでお招きを受けていきました。一次会は、いろんな団体の会長さんなど偉い方もたくさん来ておられて、比較的厳かに実施されまして、僕もその後はホテルに帰って寝ようかなと思っていました。会場に残っておられた若手の皆さんは、「2軒目行きましょう！」とお話しされていて、一人の聞こえない方が「一緒に行きませんか？」と僕にも声をかけてくれました。ところが、トイレに行ったりして一瞬はぐれてしまっていて分からなくなったので、残念だけどホテルに帰ろうかなと思っていましたけど、どうもその誘ってくれた方がですね、走って戻ってきてやっと見つけた！という感じで、「行きましょ、行きましょ！」と引っ張って行ってくださいました。わざわざ探してまで連れて行ってくださることがありがたいなと思いながら一緒に向かったんですが、行ってみると聞こえない方もたくさん来ておられたんですね。倉吉市ということで、鳥取県内や岡山県など、結構広範囲から来られていたようで、大きな学習会だったんだろうなと思うんですが、二次会の方も非常に盛り上がっていました。私は2016年にもう一回手話検定を受けていまして、直前の10月に2級にトライして合格していたという時で、今はもう大分忘れてしまっているんですけど、当時は結構コミュニケーションができてたかなという時だったので、よりタイミングも良かったのだと思います。お酒を飲みながらの手話ということで、手の話ではなくお酒の話で「酒話」というんですよ、というのを教えてもらいながら、お酒を楽しみながらちょっとつたない手話ですがコミュニケーションさせてもらいました。初めて地元の方以外の聞こえない方含めた交流をさせてもらったということで、多少失敗しても大丈夫かなという思いもあって、ちょっとブロークンな手話だったと思うんですが、コミュニケーションさせてもらったということがいい経験になりました。

その時の経験が非常に楽しかったので、地元でも是非みんな飲みながら話せる場があったらいいなと思ひまして、今まで手話通訳の方も女性の方が多くて、関わらせていただいていたろう協の方も女性の方が多かったので、ろう協の男性の方とちょっと飲みながらコミュニケーションすることをできないかなと一部の方にお話しを持ちかけたところ、非常に喜んでくださってですね、手話通訳者不在で飲み会ができないかなということで、2018年8月に初めて実現しました。その後もう一回させてもらったかなと思うんですけども、この時も一緒に行った市の職員が5名、聞こえない方は3名だったんですが、この中には講座に通ってくれたような市の職員もいたりして、みんな特に手話がどれだけできるできないというよりは、その場での会話を楽しむということができたかなと思います。まあもちろん賛否両論あると思うんですが、市の職員がろう協の方と頻りに飲みに行くみたいなのがいいのかなという堅いことを言われる方もひょっとしたら市役所の中にはおられるかもしれないですが、特に私自身は何というんですか、地域の人の顔が浮かぶということが大事なことかなというふうに思っていますので、こういう交流も非常にいい経験をさせてもらったかなというふうに思っています。

次にですが、先ほど共生社会ホストタウンの認定を受けたというお話をさせていただいたんですが、さらに先導的な取り組みを進めていく自治体ということで、「先導的共生社会ホストタウン」に認定されたということが2019年にありました。あわせて、ユニバーサルデザインのまちづくりということで、バリアフリー法に関わるハード整備、例えば駅の道路の整備などをしっかり進めていくという動きもこの頃に始まっていきました。また、交流会などで一緒に過ごした当事者の方と楽しみながら交流して理解を広めるということ以外にも、そういったまちづくり、まちの整備ということにも力を貸していただいて、その声をしっかり反映させる形でまちづくりを進めていくという動きもこの頃から出てきました。そして2020年に入りますと、まあこういった取り組みが熱を帯びていた頃なんですけど、みなさんご存知の通り、コロナウイルスの感染拡大ということがありまして、取り組みが一部中断になったりとかいうようなこともありまして、先ほどお伝えしたように手話の体験教室も学校になかなか出向けなくなったりとか、一緒に当事者参加で色々なまちのいろいろなところをチェックするという取り組みもちょっと一緒に出来ない、という時がこの頃にやってきました。

B-1 グランプリのことですが、西日本大会をその少し前にさせていただきましたけれど、全国大会を明石で開催しました。この時は、障害のある方も一緒にボランティアとしておもてなしをしていくというコンセプトで、障害のある人、ない人が一緒にボランティアをしておもてなしをしました。あと、障害者スポーツの体験イベントを開催した中央体育館のことですが、中央体育館の入口前のところが震災以降でこぼこになっていて、そこをいつかリニューアルしなければいけないという話があったんですが、実際にそのパラスポーツのイベントをしたということも踏まえて、公園担当の職員もできるだけ当事者の方の意見を聞いてリニューアルを進めたいということをおっしゃっていただきました。市の技術職員や視覚障害の方と一緒に現場に行き、途中までできていたところをチェックしていただくという取り組みも実施しました。それから、明石駅前に「あかし案内所」が2020年3月にオープンしましたが、ここを作る際にも多くの当事者の方のご意見をいただきながら作らせてもらいました。あともう一つはやさしいまち明石のユニバーサルマップということで、明石駅前の観光経路とか周辺のお店とかを載せたマップなんですけど、こちらにも共生社会ホストタウンの補助事業ということで国から補助金をいただきながら当事者の人たちと作りました。

そしてもう一つお伝えしたいのが、コロナ禍での緊急アンケートです。これは特にもともと予定されていた取り組みではなかったんですが、コロナの感染が拡大していく中で、困っていても声を上げられない方がいらっしゃるんじゃないかなという中で、市長の発案でお葉書を送って、もしお困りごとがある時はそれを返していただくというような取り組みができないかなということでやりました。全国的に言っても少ないと思うんですが、一部でお葉書を送って返してもらうという取り組みを社会福祉協議会が中心になって小さな町、村でやったというのはニュースで見たことはあったんですけど、明石市で言うと障害者、高齢者ということで言うと7万人くらいになるんですね。その方たちにお葉書を送って返してもらうというのはものすごく大変なんじゃないかなという話にはなったんですけども、やはりこういう時だからこそこういう取り組みをしっかりとすべきだというお話になりまして、実際に送らせてもらいました。具体的には、封書に

返信用の細長いアンケート葉書を入れて、書いたところに保護シールを張って返していただくかたちになっているんですけども、何かお困りごとがあればですね書いて出してください、あるいは連絡が欲しいとか、訪問を希望するという場合には○をしてくださいということで、特にありませんという方もあったりとかですね、コロナへの不満というかそういうことも含めて書いてくださるようなものもありました。まあ、実際にこの取り組みをするとなったとき、市役所内では、「こんな時期にわざわざこんな手紙を送って、聞かんでええような苦情が山ほど出てくるんじゃないか」という懸念の声をあげる職員もいたんですが、実際にはそういったことよりも、明石のこれまでの取り組みに対して「ありがとうございます」というような意見をいただくことが結構ありました。葉書には、連絡・訪問を希望する方は記入してくださいという欄を作ったんですね。その右側に自由記載欄があるんですが、「こんな気遣い嬉しい。孤独じゃないんだ！！ありがとうございます。」と書いて返してくださった方がおられました。何人か印象に残ることを書いてくださった方がおられて、私はそれをコピーして残しておいたんですが、こういう言葉が本当に嬉しかったです。どういう意図で送っているのかが、どこまで伝わっているのかと思っていたんですけども、一人の方でもしっかりこういうことが伝わったならばやった意味があったなと思いました。送るにあたっては凄く苦勞することもあったんですけども、それを乗り越えてしっかり調整してお送りして良かったなと思いました。実際には葉書を返せないという人もおられると思いますし、送られたものを読んでもちょっとよくわからないなという方もいらっしゃるかなということもあったので、100%ということはないんじゃないかなという声もあったんですけども、まずしっかり声を拾うということをしていくことが大事ななということでやらせていただきました。送付したのは2回で、「緊急アンケート」という形で直後に送り、しばらくたってもう一度「生活アンケート」ということでお送りしました。

2019年からのところで、今の私の担当のことも少しお話しさせていただきます。

1つ目は、「あかしインクルーシブ条例」を検討してきました。今現在もまだ検討中で、次の3月議会で提案する予定です。過去3年ぐらい検討してきたんですけど、コロナの影響もあって少し延期もありまして、条例の内容は大体固まっています。12月議会で概要報告をして、12月中旬辺りから来年の1月中旬にかけて、パブリックコメントをまた実施させていただき見通しです。この条例自体は、先ほどの手話言語・コミュニケーション条例と、障害者配慮条例というところから始まってきたまちづくりをさらに大きな指針として、新たに整理していくということで作っている条例でして、障害者権利条約の理念などをしっかり踏まえた条例になっていますので、パブリックコメントの際は、是非ご意見をいただけたらと思います。

2つ目が、最初のところでも言いましたけれどもLGBTQ+/SOGIE施策ということで、「ありのままがあたりまえのまち」を目指してということで取り組みをさせていただいています。具体的には、パートナーシップ・ファミリーシップ制度ということで、婚姻ができない方、婚姻という以外の方法でパートナーとの関係を証明したいという方々が使っていただく制度なんですけども、こういった制度の運用や相談も含めて取り組みをさせていただいています。こちらも多くの方に知っていただくということで、啓発キャンペーンを一度させていただいたんですが、その第2弾を今現在やっています、明石駅前のパピオスの正面の階段のところは6色で、レインボ

一になっていたと思うんですけども、明石駅降りて南側に出てきたところから見える階段で、これはこの取り組みの関連で6色にさしていただいています。また、ご覧になっていない方がおられましたらお帰りに見ていただけたらと思います。

そして、3つ目がユニバーサルデザインのまちづくりということで、主にハード整備の部分ですね。現在コロナの影響もあって、少し止まっていたところもあるんですが、インクルーシブ条例でも謳っていますけど、当事者参加のまちづくりということで、より具体的に進めていくということでこういった取り組みも同じSDGs推進室の中で取り組みさしていただいています。

最後にあと少しだけ。「市役所だからできること」ということで、我々がどういったことを考えてこのような取り組みをしているのか、お話しさしてもらえたらと思います。この理念を掲げたり、誰一人取り残さないインクルーシブな施策というのを推進していくということは、やはり市役所だからできることかなと思っています。特にメリットが有る・無いで、やる・やらないを決めるとかですね、多数派の方の意見を尊重して進めるということではなくて、たった一人の方のニーズに耳を傾けて進めていくというのが、行政だからこそできるというのがあります。行政だから、しっかりやらないといけないなというふうに思っています。そして今も、先もしっかり見るといこと、木を見て森も見る、一人一人の顔もしっかり見ながら皆さんの声もしっかり聞いていくことをやっていけたら良いのかなと思っています。あと、なんで理念を掲げるかというところなんですけど、理念を掲げても実際にそうならないと意味がないんじゃないと言われることもあるんですけども、理念を掲げる理由としては大きな理念を掲げてそこに向かっていくことをまず設定することで、そこにたどり着くために何が必要かなということが見えてきます。そこを逆算して、どういうふうに進めていけばいいか、誰一人取り残さないということを実現するために何が必要か、実際に誰がどのように取り残されている状況にあるのかなということですね。それをまず理解してそれから進めていく。そのためにしっかりと理念を掲げるということかなと思っています。で、あとインクルーシブな政策を打ち出す意義ということなんですけども、必要な制度とか仕組みを作っていくのももちろんなんですけど、それをすると同時に市民一人一人の意識に働きかけて共感を増やしていく、しっかりとお伝えしていくということですね。そういうことを進めていく、その政策を打ち出していくということは、そういう意義があると思っています。

最後に、意識が先か、政策が先かということですけども、皆さんお一人お一人の意識を変えてから政策を進めるのではなくて、大きな政策を打ち出すことでお一人お一人の意識を変えていく気概を持って、自治体がしっかり取り組みをしていけたらと思っています。まちづくりを通じて条例ができるといったこともすごく大事なんですが、条例が出来るだけでなく、市役所の中でいうと一人一人の職員の意識がどういうふうに変わっていくかとかですね、そしてまちの人たちの価値観、考え方がどんな風に変わっていくか、ということが何より大事なことかなと思っています。そういうことを今後も考えながらまちづくりを進めていきたいと思っています。

お話し以上となります。ありがとうございました。